

平成29年度
第 1 回

東大和市都市計画審議会会議録

平成 2 9 年 5 月 1 6 日

東 大 和 市

平成29年度
第 1 回

東大和市都市計画審議会会議録

日時：平成29年5月16日（火）

午後2時～午後3時25分

場所：東大和市立中央公民館 301学習室

○委員の出席・欠席

出・欠	議席	氏名	出・欠	議席	氏名
出	1番	武石岩男 委員	出	7番	木戸岡秀彦委員
出	2番	小嶋哲夫 委員	出	8番	奥秋聡克 委員
出	3番	宮崎 晃 委員	出	9番	野崎俊幸 委員
出	4番	松本暢子 委員	出	10番	吹浦秀俊 委員
出	5番	二宮由子 委員	欠	11番	大越 武 委員
出	6番	根岸聡彦 委員	欠	12番	杉本昌美 委員

○市側出席者

職名	氏名	職名	氏名
東大和市長	尾崎 保夫	環境部長	松本 幹男
都市建設部長	直井 亨	ごみ対策課長	中山 仁
都市計画課長	神山 尚	小平・村山・大和衛生組合	
計画調整係長	関根 崇	衛生組合計画課長	伊藤 智
都市計画係長	各務 悟史	衛生組合参事	片山 敬
都市計画係	原口 力哉	衛生組合計画課主査	菅家 幸樹
都市計画係	小林 俊介		
都市計画係	造賀 歩		
都市計画係	原島 哲司		

1. 議題

- 第1 議席の指定について
- 第2 会議録署名委員の指名について
- 第3 立川都市計画地区計画芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画の決定（東大和市決定）について（諮問）
- 第4 立川都市計画用途地域の変更（東大和市決定）について（諮問）
- 第5 立川都市計画高度地区の変更（東大和市決定）について（諮問）
- 第6 立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更（東大和市決定）について（諮問）
- 第7 （仮称）3市共同資源物処理施設について（報告）
- 第8 平成28年度東大和市都市計画審議会の審議事項等について（報告）

2. 傍聴者

1 2 人

- （直井都市建設部長） 本日は、お忙しい中、平成29年度第1回東大和市都市計画審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

まず、会議の開会に先立ちまして、自己紹介をさせていただきます。私は、本年4月1日付人事異動により、東京都から派遣されました都市建設部長の直井と申します。よろしくお願い申し上げます。

次に、委員の出欠につきまして、ご報告申し上げます。

本日の会議に当たりまして、大越委員、杉本委員からご欠席のご連絡をいただいております。したがって、本日は、定数12に対し、10人の出席をいただいております。よって、東大和市都市計画審議会条例第7条の定足数に達していることをご報告申し上げます。

次に、会議次第1についてでございます。新任の委員の方に市長から委嘱状の交付をさせていただきます。奥秋委員の席に、市長が回り交付させていただきます。

それでは、市長、よろしくお願い申し上げます。

（市長 委嘱状交付）

- （直井都市建設部長） 委嘱状の交付が終わりましてところで、私のほうから、委員をご紹介します。後ほど自己紹介をお願いいたします。

「関係行政機関又は東京都の職員」の選出区分で、平成29年4月1日に東京都北多摩北部建設事務所に就任されました奥秋委員でございます。

それでは、自己紹介をお願いしたいと思います。奥秋委員、よろしくお願い申し上げます。

- （委員） ただいま、市長から委嘱されました奥秋でございます。4月1日からこの職についております。東大和のためといいますか、東大和と協力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

- （直井都市建設部長） ありがとうございます。

なお、委員名簿を事前配付しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。なお、委員名簿につきましては、取扱注意をお願いいたします。

ここで、傍聴の申し出がありましたので、ご報告いたします。

また、傍聴者に入室していただきますので、ご了承ください。

なお、東大和市情報公開条例第30条及び東大和市都市計画審議会運営規則第11条により、会議は原則公開となっております。

(傍聴者 入室)

○(直井都市建設部長) それでは、これ以降につきましては、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○(会長) ただいまから、平成29年度第1回東大和市都市計画審議会を開会いたします。

初めに、市長からご挨拶をいただきたいと思います。

尾崎市長、よろしくお願いします。

○(尾崎市長) 皆さん、こんにちは。尾崎でございます。

皆様におかれましては、日ごろから当市の街づくりに多大なるご協力を賜り、まことにありがとうございます。また、新たに委員となられた奥秋委員におかれましては、快く委員を引き受けていただき、ありがとうございます。

さて、昨今、社会の大きな課題として人口減少が叫ばれておりますことから、将来にわたり、市の活力を維持するため、転入を促進し転出を抑制する取り組みを推進していくことが求められております。

一方、都市計画の分野におきましては、安全・安心で魅力ある街づくりを進めていくことが、ますます重要となってきていることから、市では、これら直面する諸課題に対しまして、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、新青梅街道沿道の用途地域等の変更と、それに合わせた地区計画の決定について諮問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、今年度は、引き続き、東京街道団地の建て替えに伴う都市計画変更や、(仮称)3市共同資源物処理施設の都市計画決定など、多くの重要案

件を予定しております。

委員の皆様におかれましては、当市の街づくりに、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、委員の皆様のご健勝を祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○（会長） ありがとうございました。

続いて、市長から、当審議会に対して、諮問をお受けしたいと思います。

○（尾崎市長） 東大和市都市計画審議会会長 武石岩男様。

平成29年度第1回東大和市都市計画審議会への諮問について。

下記事項について貴審議会の意見を求めます。

1．立川都市計画地区計画芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画の決定（東大和市決定）、

理由、都市計画法第19条第1項及び東大和市街づくり条例第18条第3項の規定に基づき、地区計画を決定するため。

2．立川都市計画用途地域の変更（東大和市決定）。

3．立川都市計画高度地区の変更（東大和市決定）。

4．立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更（東大和市決定）、

理由、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項及び東大和市街づくり条例第18条第3項の規定に基づき、用途地域、高度地区並びに防火地域及び準防火地域を変更するため。

以上です。よろしくお願いいたします。

○（会長） ただいま、市長から「立川都市計画地区計画芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画の決定（東大和市決定）」ほか3件につきまして、諮問をお受けいたしました。後ほど、皆様にご審議をお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、市長は、他の公務の都合上、ここで退席されます。ご了承、お願い

をいたします。

(市長 退席)

○(会長) それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1、議席の指定をいたします。

8番、奥秋聡克委員。以上でございます。

それでは、次に、日程第2、会議録署名委員を指名いたします。

東大和市都市計画審議会運営規則第12条第2項の規定により、3番、宮崎委員をお願いをいたします。

次に、日程第3「立川都市計画地区計画芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画の決定(東大和市決定)について」、日程第4「立川都市計画用途地域の変更(東大和市決定)について」、日程第5「立川都市計画高度地区の変更(東大和市決定)について」、日程第6「立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更(東大和市決定)について」、以上4案を一括議題に供します。

説明をお願いいたします。神山都市計画課長。

○(神山都市計画課長) それでは、ただいま議題となりました「立川都市計画地区計画芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画の決定」、「立川都市計画用途地域の変更」、「立川都市計画高度地区の変更」、「立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更」、以上4案について、ご説明申し上げます。

この4案につきましては、新青梅街道の幅員を18メートルから30メートルに拡幅する東京都事業の進捗を受けまして、東大和市が沿道の用途地域等を変更し、また、沿道の土地利用に変化が予想されることから、後背地の住環境保全等を図るため、地区計画を決定するものであります。これらは、同時に行う都市計画の決定及び変更でございますので、一括してご説明いたします。

最初に、資料の確認をいたします。

事前に配付しております、右上に資料番号が書いておりますけれども、資料1、資料2、資料3、資料4、それから、参考資料、それから本日机上のほうに配付させていただきました参考資料(訂正版)というA4の1枚、

横書きのものを使用させていただきます。

それでは、最初にこれまでの経過について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、当審議会におきまして、これまで2回ほどご説明させていただいております。1回目は、平成28年度第2回の当審議会において、4つの都市計画原案について、内容をご説明しております。2回目は、平成28年度第4回の当審議会におきまして、地区計画の原案の一部変更について、ご説明しております。なお、本日の都市計画案につきましては、その後、一部字句の微修正がございますが、内容についての変更はございません。

次に、街づくり条例の手続きの経過でございます。

平成25年2月、市は、地区計画の区域内の土地に権利をお持ちの方に対して、地域の街づくりに関する意向調査を実施しております。その結果、住環境を保全するための用途制限や、住宅の密集化の防止などを求める割合が高い結果が出ております。一方、道路に関する満足度は低く、生活道路の充実を求める状況がうかがわれました。

この結果を踏まえ、平成25年度に2回にわたり、地域の皆様との懇談会を開催し、市から、1点目といたしまして、新青梅街道沿道の用途地域の変更、2点目としまして敷地面積の最低限度の設定や、パチンコ、ホテル等の用途制限など、建築物に関する地区のルール、3点目としまして地区施設として、区画道路の新設及び拡幅を提案しております。

このうち、1点目と2点目につきましては、地域の皆様のご理解が得られましたが、3点目の区画道路につきましては、平成28年8月まで継続して地権者と懇談または面談したところ、総論の理解は得られたものの、各論については合意形成に至らず、結果的に当初の提案を取り下げ、拡幅1路線、既設3路線、一部拡幅1路線をもって、都市計画の素案を作成しました。

平成28年8月には、この素案をもちまして、街づくり条例に基づく懇談会を開催したところ、特に支障となるご意見はございませんでした。

また、平成28年10月には、都市計画の原案を作成し、街づくり条例に基づく公告・縦覧及び説明会を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。また、説明会においても、特に支障となるご意見はございませんでした。

その後、新青梅街道の拡幅部分につきまして、建築基準法第42条第1項第4号に規定された特定行政庁の指定を受けることとなったため、地権者の生活再建に資するよう、地区計画原案を一部変更し、変更後の原案につきまして、平成29年2月、街づくり条例に基づく公告・縦覧及び説明会を行いました。この際、縦覧者は1名で、意見書の提出はございませんでした。また、説明会においても、特に支障となるご意見はございませんでした。

さらに、先月、平成29年4月には、都市計画の案を作成し、街づくり条例等に基づく公告・縦覧及び説明会を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。また、説明会におきましても、特に支障となるご意見はございませんでした。

なお、説明会では、移転の準備をしている地権者の方から、早期の用途変更を求める要望が寄せられております。

また、都市計画法第19条第3項に基づく東京都協議につきましては、東京都から、4月13日付で、意見のない旨の回答を得ております。

それでは、内容についてご説明いたします。

1 点目としまして、地区計画の決定についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

右下にページ番号が振っております。6ページをお開きください。

地区計画の区域でございますけれども、東は旧芋窪街道、北は都市計画河川の空堀川、西は武蔵村山市との行政界、南は新青梅街道線の計画線から南に30メートルの線などに囲まれた面積約10.7ヘクタールの区域でございます。

1ページにお戻りください。

1ページは理由書でございます。新青梅街道の拡幅整備が進められており、沿道の土地利用に変化が予想されることから、後背地の良好な市街地の形成を図るとともに、沿道の有効な土地利用を誘導するためのものがございます。

2ページから5ページが計画書となっております。

2 ページをご覧ください。

上から4段目の表部分ですけれども、地区計画の目標という欄がありますが、新青梅街道沿道の適正な土地利用の誘導及び緑豊かで良好な市街地の形成を掲げております。

この欄の下には、目標の実現に向けて、土地利用、地区施設の整備、建築物等の整備に関する方針を定めております。

3 ページをお開きください。

このページ、3 ページから5 ページまでは、地区整備計画でございます。これは、地区計画の目標を達成するため、2 ページの方針に従って、道路などの地区施設や建築物等に関する事項を具体的に定めるものでございます。

地区施設といたしましては、区画道路と緑道の2種類であります。これにつきましては、縦覧期間中、大変申しわけないですけれども、誤植が見つかったため、説明会において訂正の上、説明しております。恐れ入りますけれども、本日、机上に配付させていただきました、参考資料（訂正版）というのをご覧くださいと思います。

赤字で記載されておりますように、区画道路4号の備考欄「既設」というものを、「拡幅及び既設」に訂正の上、説明いたしております。この4号、この路線の一部は建築基準法上第42条第2項の道路で、道路の中心線から水平距離2メートルの線をその道路の境界線とみなす道路でありますので、中心線から2メートルの拡幅としております。なお、関係する地権者につきましては、個別の説明を行っております。

また、緑道の2号につきましても誤植がございまして、赤字で訂正しておりますけれども、延長約110メートルを40メートルに訂正して、説明をいたしております。

大変恐縮ですけれども、資料1のほうにお戻りください。資料1の7ページをお開きください。

資料1の7ページです。左下に凡例がございしますが、区画道路は1号から5号まで位置づけております。このうちの拡幅は3号と4号の一部のみということになります。

次に、また 8 ページをご覧くださいと思います。

方針付図というのがついております。この中に矢印の破線がありますけれども、これは将来、地域住民の道路整備に対する機運が高まった際の地域道路のネットワーク化のイメージを方針付図としております。この方針付図は法的な規制は働きませんが、将来的な検討材料の 1 つとするものでございます。

それでは、大変恐縮ですが、7 ページにお戻りいただきたいと思っております。

左下に凡例がございますけれども、その他の地区施設といたしまして、緑道が 1 号から 3 号まで位置づけております。このうち、緑道の 1 号は、空堀川の旧川を活用し緑道とするものでございます。

次に、建築物等に関する事項でございます。

6 ページをご覧ください。

こちらにご覧いただけますように、区域を広域幹線道路沿道地区の 1 及び 2、地区幹線道路沿道地区、低層住宅地区の 4 つの地区に区分し、地区の特性に応じて建築物等に関して必要な事項を定めるものです。

3 ページにお戻りください。

3 ページの下から 2 段目の欄をご覧ください。建築物等の用途の制限についてでございますが、先ほど地図をご覧くださいました広域幹線道路沿道地区の 1 及び 2 につきましては、ホテル、パチンコなどの用途を制限するものでございます。

次に建築物の敷地面積の最低限度についてでありますけれども、先ほどの広域幹線道路沿道地区の 1 及び 2 並びに地区幹線道路沿道地区につきましては 100 平米、低層住宅地区につきましては 120 平米とするものでございます。

4 ページをお開きください。

4 ページ一番上です。壁面の位置の制限についてでありますけれども、拡幅後の新青梅街道の道路境界線からの壁面の位置の制限につきましては、広域幹線道路沿道地区の 1 につきましては、一部の適用除外を除き、1.0 メートル以上といたします。

また、隣地境界線からの壁面の位置の制限につきましては、全ての地区について、一部の適用除外を除き0.5メートル以上といたします。

申しわけございませんけれども、参考資料をご覧いただきたいと思います。参考資料の6ページをご覧いただきたいと思います。

中段に赤い字で、「（新青梅街道の道路拡幅によって200㎡未満となる場合を含む。）」を削除しております。これは、新青梅街道線の拡幅部分が建築基準法上の道路となり、建築敷地として使用できなくなったことにより、このようなケースが想定できないため削除させていただくものでございます。

大変恐縮ですけれども、また資料1ページにお戻りください。資料1の4ページをご覧いただきたいと思います。

4ページの一番下の欄になりますけれども、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」がございます。

5ページをお開きください。

5ページですけれども、「垣又はさくの構造の制限」がございます。これら2つの制限につきましても、ご覧の内容で全ての地区について定めるものでございます。

次に、2点目といたしまして、用途地域等の変更についてご説明いたします。資料といたしましては、事前にお配りしております資料2から資料4まででございます。資料2につきましては、立川都市計画用途地域の変更、資料3につきましては、立川都市計画高度地区の変更、資料4につきましては、立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更でございます。

以上、3つの都市計画の変更につきましては、事前にお配りしております参考資料のほうを用いて説明させていただきたいと思います。

参考資料の1ページをご覧ください。

この資料は、新青梅街道沿道の用途地域等を変更前、変更後ごとにイメージ的に示したものでございます。

左側の変更前は、幅員18メートルの新青梅街道の道路端である見通し線

から20メートルが橙色の準住居地域、20メートルを超える地域が青の第一種低層住居専用地域となっております。

右側の変更後は、片側6メートル拡幅後の新青梅街道の道路端である見通し線から、市内の同路線の沿道と同様に30メートルを橙色の準住居地域に、30メートルを超える地域を青の第一種低層住居専用地域とするものでございます。

この変更は新青梅街道の幹線道路沿道としての有効な土地利用を誘導すること、及び地権者の生活再建のため、ご覧のとおり、変更前の第一種低層住居専用地域のうち、青色の16メートル分を橙色の準住居地域に変更するものでございます。

下の表は、第一種低層住居専用地域と準住居地域の用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域を示したものでございます。第一種低層住居専用地域から準住居地域に用途を変更することによりまして、ご覧のとおり、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の3つの都市計画を変更するものでございます。

参考資料の2ページと3ページをご覧いただきたいと思います。

2ページのほうで、先ほどご説明しましたのは、青の①の事例でございます。緑の②から黄色の⑤まででございます。それぞれ変更前の用途地域が、青の①と異なりますが、変更後はいずれも準住居地域、建蔽率60%、容積率200%、最低敷地の指定なしとするものでございます。

高度地区につきましては、青の①から茶色の④までを25メートルの第2種高度に変更いたします。防火地域及び準防火地域につきましては、青の①について、準防火地域に指定いたします。

用途地域の変更、高度地区の変更及び防火地域及び準防火地域の変更につきましては、以上のとおりでございます。

最後に、今後の予定でございますけれども、本日ご審議いただき、ご承認がいただけましたなら、今月のなるべく早い時期に都市計画の決定告示を行いたいと考えております。

また、今月30日に開会いたします平成29年第2回市議会定例会において、東大和市地区計画区域内建築条例の一部改正について、上程する予定となっております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（会長） 説明が終了いたしました。

質疑を行います。

○（委員） 先日、ちょっとこの周辺を車で通ったんですけれども、そのときに既に拡幅のいわゆる潰地というんですかね。もうそれが済んでいるところもあるんですけれども、それに従いまして、また既存というか、今拡幅された道路に本当に近いところにも住居等がもう既に建っておるんですけれども、そういう既存の建物については、例えばその道路の端から1メートルもあけなければいけないということですよね、建物に関して。で、既存の建物もその対象にはなるんでしょうか。そうすると、移築等が行える場所があればいいんですけれども、現状では非常に狭いところだと移築というか、移動もできない状態なんですけれども、そういうときにはどう対処するんでしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 今のご質問、新青梅街道線から壁面の位置を1メートル下げて建てるということで、まず、この中には、面積の狭い、200平米未満の狭いところにつきましては、適用を除外するというので、ご質問の既に今建っている住宅というものにつきましては、そのままお使いいただいて、現状で構いません。ただ、今後建替えるようなときがありましたら、この新しい地区計画に基づいて下がっていただくようなことでお願いしたいと思います。

○（委員） すみません、何点か確認をさせてください。

資料1の拡幅工事ですけれども、今回の新青梅街道の拡幅につきましては、隣の武蔵村山と境を接していると思います。拡幅工事、東大和市だけが進んでも余り意味はなさないと思うんですが、お隣の武蔵村山との横の連携、あるいは武蔵村山の進捗状況等、もしわかれば教えていただければと思います。

○（神山都市計画課長） 工事ですか。

○（委員） はい、拡幅の工事。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 新青梅街道の拡幅の進捗というお話だと思うんですけども、今、東大和市の第1工区ということで、平成23年12月に認可を取って、事業が進んでいるところです。武蔵村山市のほうは第2工区から第4工区まで3つに分けて、おおむね武蔵村山市は第2、第3、第4が中心となって、今事業が進んでおりまして、それぞれ認可のほうは全て取っております。ただ、その第2工区と第4工区の認可が平成28年の2月、3月あたりに取っていますね。平成28年2月から平成28年3月ぐらいなので、買収率としては多分、恐らくそんなにはっていないと思います。認可を取ってまだ1年ちょっとぐらいのところだと思いますので、買収率自体はそんなにはっていないんじゃないかなと思います。

○（委員） ということは、東大和市のほうは先行して進んで、後から武蔵村山が追いついていくよう、そんなイメージになっていくと。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 認可を取って、事業を着手した時期が東大和市のほうは、四、五年早くなっておりますので、現状では東大和市のほうを買収率は上がりますので、事業的にも恐らくは早く進むのではないかなというような感じですよ。

○（委員） ありがとうございます。

それから、すみません。資料1の3ページの下から2段目の建築物等の用途の制限ですけども、1番、2番とありますが、2番の中で、その他これらに類するものという表記がされておりますが、それらに類するかどうかというのはその都度検討されるということなのか、あるいは一定の何かリストみたいなものがあって、そこに書かれてあるものはだめですよというふうな決まりになっているのかどうか。

○（会長） 直井部長。

○（直井都市建設部長） この地区計画で定めている用途の制限でございますけれども、建築基準法の別表第2の中で、第1種住居地域に建築してはならない建築物で、これと同様の規定がございますので、その際に場外車券売り場その他これらに類するものという規定がございます。それと同様に判断されるものというふうに考えております。

○（委員） すみません、それに類するものかどうかという判断基準が既にあるのかどうかというところであります。

○（直井都市建設部長） それは個別に建築主事が基本的に建築確認等をする際に判断することになると思います。

○（委員） なるほど。わかりました。ありがとうございます。

○（委員） 資料1の8ページにあります方針付図というのが出てきたんですが、先ほどのご説明では、これは法的には拘束するものではないというお話だったんですが、あえてこの付図をつけた理由と、それから、この付図をつけたことによって、今後どういうふう to これを生かしていくつもりなのか、ちょっとご説明いただければと思います。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 最初、住民の皆さんといろいろお話をする中で、やはり、この地区の道路の整備については課題だろうという認識はまずお持ちでした。必要性についても、よくわかるという方がほとんどでございました。区画道路のお話をしたときに、地権者の皆さんとお話ししたときに、賛成していただける方も半分近くいました。

これを区画道路として実際に位置づけて整備していくためには、道路法上の道路にしていったりすることがありますので、やはり全員の同意がないと、道路として通すことが難しいということで、今回は地区計画に位置づけること自体は取り下げましたけれども、全体の流れとしては皆さん必要性を感じておりますし、あったほうが良いというような声も非常に多かったものですから、この考え方だけは方針のほうにも残して、方針に残して、なおかつイメージ的なものを示して、今後も引き続き地域のほうで機運が高まってくるような、そういったことがあれば一緒にまた懇談会なり開いて進めていきたいというようなことで、これを残したということでございます。

以上です。

○（委員） やはり道路、問題意識としては、賛成というほう。ただ、個別に道路をつくるのは難しいということなんだと思います。ただ、やっぱりそれを、今後どうやってこれを、だから機運が高まればとおっしゃるんだけど、危険度は、密度がそれほど高くないので、それほどすごく危ないというわけでもないでしょうけれども、今後どんどん建物が建っていくにつれて、かえって難しくなるということもあり得るので、今後どういうふう to これ

を生かしていくのか、少し検討していただいて、うまく進むような形で、心配のない道路のネットワークができるようにしていただければと思います。

○（会長） 質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） 質疑を終了いたします。

討論を行います。

（発言する者なし）

○（会長） 討論を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） 討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。

日程第3「立川都市計画地区計画芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画の決定（東大和市決定）について」、日程第4「立川都市計画用途地域の変更（東大和市決定）について」、日程第5「立川都市計画高度地区の変更（東大和市決定）について」、日程第6「立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更（東大和市決定）について」、以上4案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） ご異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

なお、答申文につきましては、会長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） 次に、日程第7「（仮称）3市共同資源物処理施設について」、報告いたします。

本件につきましては、関係職員を出席させて報告いたします。関係職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

(関係職員 入室)

○(会長) それでは、報告をお願いいたします。

神山都市計画課長。

○(神山都市計画課長) それでは、日程第7「(仮称)3市共同資源物処理施設について」をご報告いたします。

最初に資料の確認をいたします。

資料といたしましては、事前に配付しております、右上に番号が書いてありますけれども、資料5-1及び本日机上に配付させていただきました資料5-1(差しかえ分)と、資料5-2でございます。以上、3種類でございます。

よろしいですか。

資料5-1につきましては都市計画課から、また、資料5-2につきましては衛生組合からご説明いたします。

最初に、机上に配付いたしました資料5-1の差しかえ分をご覧いただきたいと思います。

表紙をおめくりいただきますと、下のほうにページ数がございます。事前にお配りしております資料5-1の2ページと4ページの一部に誤りがありましたので、まことに申しわけございませんけれども、差しかえをさせていただきます。修正箇所につきましては、赤い字で記載してございます。

それでは、資料5-1をご覧いただきたいと思います。

去る3月24日金曜日、25日土曜日の2日間、延べ3回にわたりまして、街づくり条例の規定に基づいて、「(仮称)3市共同資源物処理施設と都市計画の手続きについて」の懇談会を開催いたしました。参加者は延べで73人でした。なお、懇談会当日に使用しました資料につきましては、3月に開催いたしました当審議会において、委員の皆様には既にお配りをいたしております。

お手元の資料5－1は、懇談会で寄せられました主なご意見、ご質問に対する回答をまとめたものでございます。

資料の左から2列目に「当日」とありますが、この欄に丸があるものは、右側に当日の回答を記載しております。左から3列目に「後日」とありますが、この欄に丸があるものは、審議会当日に回答を要さない意見として寄せられた項目や、別の方が続けて発言したために、未回答になっていた項目に対する後日の見解を記載しております。

それでは、多くのご意見、ご質問をいただいておりますので、代表的なものだけ説明をいたします。

最初に、「①施設の必要性」について寄せられたご意見、ご質問です。一番左の列に番号が振ってございます。

1番から4番をご覧ください。こちらは、プラスチックやペットボトルの処理は民間委託で対応できるのだから、公設とする必要性がないとする意見です。また、市は、平成29年度にペットボトルなどの処理を武蔵村山市内の民間業者に委託していますが、市が直営で処理する場合と比べて予算が低減しているので、委託のほうが市としてのメリットがあるとのご意見です。

これに対しましては、民間委託につきましては、搬入先の自治体との協議が必要なため、安定処理が約束できないと回答しております。

次に、9番をご覧ください。小平市がプラペットを何とかすればよいのでは、との意見をいただいております。

これに対しては、小平市では平成31年4月を目途にプラスチックの排出方法の変更を検討しているとしております。

2ページをお開きください。

2ページの上のほうです。12番、13番をご覧ください。プラスチック製の容器と包装は焼却するしかないというご意見です。

これに対しては、25市1町では、基本的にリサイクルの考えが主流になっていると回答しております。

20番をご覧ください。ごみの組成分析の数値は、ばらつきがあるから、施設の容量を決めた実施計画の数値が正しいのか懸念があるとのことご意見です。

これに対しては、小平市が行った組成分析の結果を、他市の実績と比較し、算定しているとしております。

次に、「②建設予定地」について寄せられたご意見、ご質問です。2番から7番をご覧ください。他の候補地と比較検討しないことに問題がある。また、住宅地に近接した場所での建設は再考すべきとのことご意見でございます。

これに対しては、平成6年からリサイクル処理をしていた用地であり、かつ、工業地域内での新たな用地取得は難しいと回答しております。

3ページをご覧ください。

9番、10番、11番をご覧ください。平成6年から暫定リサイクル施設を運営したというが、当時とは住宅の立地など状況が異なるとのことご意見です。

これに對しましては、処理品目を6品目から2品目へ見直ししており、3市のごみ処理の枠組みの中で、東大和市が協力できることであると回答しております。

次に、「③コスト」について、寄せられたご意見、ご質問です。2番をご覧ください。建設コストが13億円から25億円に膨れ上がり、ここまで費用をかける必要性があるのかというご意見でございます。

これに対しては、環境対策を十分に行った結果であると回答しております。

4ページをお開きください。

3番、4番をご覧ください。こちらにつきましては、先ほどの資料5の差しかえ分の4ページとあわせてご覧いただきたいと思います。こちらは差しかえておりますので、先ほどの差しかえ分のほうとあわせてご覧ください。一時的な期間なら、民間委託で対応できるのだから、建設費が高騰しているオリンピックが終わるまで、建設を待てばよいのではないかというご意見でございます。

これに對しましては、本施設の建設が遅れることは、平成33年度までの

耐用年数となっているごみ焼却施設の更新ができなくなることになり、3市共同の枠組みの存続や今後の東大和市の廃棄物処理に影響が生じるとしております。

7番から9番をご覧ください。コストを市民に公表すべきだというご意見です。

これに対しましては、市民に公表していくと回答をしております。

次に、「④事業の進め方」について寄せられたご意見、ご質問です。5ページをご覧ください。

5ページの5番をご覧ください。4団体の合意内容は、「25年1月8日の合意文書には、周辺住民の理解を得ることを前提として進める」としていたのに、理解がないまま進めるのはおかしいというご意見でございます。

これに対しては、焼却炉の更新を行う上でなくてはならない事業であるとの確認から、平成25年11月29日に3市共同資源化事業に関する確認書を締結し、現在そのもとに事業を進めていると回答しております。

9番をご覧ください。もっと入り口の段階で議論すべきだというご意見です。

これに対しては、施設を設置できない場合は、3市のごみ処理の枠組みから外れることになり、結果として、今後の東大和市の廃棄物処理にも影響が生じるとしています。

6ページをお開きください。「⑤環境への不安」でございます。ここでは、全ての項目が安全性を懸念するご意見でございます。

これに対しては、生活環境影響調査を実施しており、その結果として、施設が周辺に与える環境面の影響は軽微と判断していると回答しております。

7ページをご覧ください。次に、「⑥都市計画」について寄せられたご意見、ご質問です。

5番をご覧ください。街づくり条例には、「市民意見の反映に努める」とあるのだから、反映された意見を住民に示すべきだというご意見でございます。

これに対しては、「反映した意見については、示していきます」と回答しております。

7 番をご覧ください。都市計画決定の条件に周辺環境への配慮とあるが、近隣には老人施設などがあるというご意見です。

これに対しては、周辺環境に配慮した施設になっていると考えていると回答しております。

8 番をご覧ください。都市計画上、住民の合意形成は必要なのかという質問です。

これに対しては、都市計画法上、都市施設の都市計画決定に際して、住民の合意形成を必要とする規定はないと回答をしています。

最後に、「⑦賛成意見」でございます。1 番、2 番をご覧ください。ごみ処理は、3 市の信頼関係の上で成り立っている。東大和市だけの都合で建設しなければ、当市の焼却ごみはどこに持っていくのかというご意見です。

これに対しましては、東大和市としては、信頼関係のもと、今後も3市の枠組みの中で、廃棄物の安定処理に努めていきたいとしております。

懇談会の主な質疑は、以上のとおりでございます。

さまざまなご意見を頂戴いたしましたが、特に施設の必要性につきまして、さらに丁寧な説明が必要であると考えております。そこで、街づくり条例に基づく懇談会を来月6月中に予定し、再度施設の必要性を中心とした説明を行いたいと考えております。

この後の資料5-2につきましては、来月開催を予定しております懇談会の説明資料のベースとなるものでございます。こちらにつきましては、衛生組合から説明いたします。

○（会長） 伊藤計画課長。

○（伊藤計画課長） それでは、資料5-2につきまして、私のほうからご説明をさせていただきますと思います。

資料5-2をご覧ください。

まず、この資料５－２を作成した経緯でございますが、小平・村山・大和衛生組合では、３市共同資源化事業基本構想に基づき、（仮称）３市共同資源物処理施設整備事業を進めています。

本事業につきましては、現在までに、３市市民を対象とする説明会の開催等において施設の必要性などについて説明をしてきておりますが、いまだ、ごみ焼却施設の更新を先行すべきであるといった意見がございます。また、そのことは、施設整備地域連絡協議会や３月２４日、２５日に開催いたしました街づくり条例に基づく懇談会の中でもございました。

本施設の建設ができなかった場合、現在、衛生組合で着手しているごみ焼却施設等の更新事務は根本的に見直すことになり、結果、ごみ焼却施設の更新ができなくなるおそれがありますことから、再度、懇談会を開催させていただき、市民の皆様へ本事業が持つ意義を具体的にしっかり説明すべきとの結論に至りました。

そこで、この資料５－２として、平成２９年１月３０日に開催されました当審議会におきまして説明いたしました「（仮称）３市共同資源物処理施設について」の「【２章】１、施設の必要性について」、こちらのほうを、より具体的に補足説明するという形の資料を作成いたしました。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

資料のタイトルなのですが、（仮称）３市共同資源物処理施設の整備と今後の廃棄物処理についてでございます。

１ページをご覧ください。

【１】３市共同資源化事業基本構想の策定とその意義でございます。平成２６年９月に、小平市、武蔵村山市、東大和市、衛生組合の４団体は、今後の目指すべき廃棄物処理事業の構築に向けて、焼却施設の更新を視野に入れた資源化施設の整備と粗大ごみ処理施設の更新などの基本事項に合意し、３市共同資源化事業基本構想を策定いたしました。

この基本構想は、３市が廃棄物処理を将来も継続して共同で行う枠組みとして定めたものでございます。東大和市につきましては、合意内容を適切に履行することが求められております。

この基本構想における合意内容につきましては、（１）から（３）でございます。特に（２）に列挙いたしました３つの施設につきまして、一体的、

総合的に検討し、計画的に整備を行うものとしたものでございます。その下の枠をご覧ください。文中、平成33年度までの耐用年数となっている焼却施設につきまして、ご説明申し上げます。

現在の焼却炉につきましては、3炉ございます。3号ごみ焼却施設は昭和50年竣工です。4、5号ごみ焼却施設につきましては、昭和61年竣工の施設でございます。3号ごみ焼却施設につきましては、平成2年に改造を行い、さらに3つの炉なのですが、こちらはこの表に平成15年度から18年度にかけて延命化工事を行っておりますが、こちらの延命化が平成33年度までの耐用ということになっているものでございまして、現在、施設の更新のほうが喫緊の課題ということになっているものでございます。

また、粗大ごみ処理施設に至っては、昭和50年竣工の施設で、平成10年に基幹改良工事のほうは行っているものの、やはり施設の老朽化が著しいものがございます。

これらの施設の更新の前提となっているのが、（仮称）3市共同資源物処理施設の整備でございまして、4団体の合意事項ということになっております。

ですから、この（仮称）3市共同資源物処理施設の建設が進まないとなると、1ページの一番下の枠のとおり、多大な影響が生じるということになります。

なお、現在の衛生組合敷地でのごみ焼却施設の更新につきましては、発電設備を備えることが国の交付金の条件として求められております。焼却炉の規模を縮小した更新としてもなお、既存のごみ焼却施設と比べ、建物の躯体は大きな施設となってしまいます。また、この敷地なのですが、風致地区条例によりまして、玉川上水流心から30メートルの範囲におきましては、高さ15メートルの建築制限がございます。このように、敷地制限が多いことから、隣接する清掃事務用地の提供を小平市から受け、まず、不燃・粗大ごみ処理施設から整備をしていかなければ、更新ができない状況となっております。このことから、さまざまな制約がある中で、適切な施設更新をしていきたいと考えております。

続きまして、2ページをご覧ください。

【2】の廃棄物の共同処理を継続するためにでございます。

組織市3市の現在の状況及び今後の役割につきましては、表のとおりでござ

ざいます。この表の東大和市の欄に記載してありますとおり、今後の役割として、（仮称）3市共同資源物処理施設の用地提供がございます。具体的には暫定リサイクル施設用地、約4,300平米を提供することとしております。同様に、小平市につきましては、現状において組合敷地として約6,500平米を提供していただいておりますが、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の更新用地として新たに約3,700平米、こちらを提供することということになっておりまして、合計で約1万200平米の提供という形では小平市ということになります。

表の欄外に記載をさせていただいておりますが、家庭などから出る一般廃棄物は市町村に処理責任がございまして、自分のまちで排出したごみは自分のまちで処理するという自区内処理が原則ということになっております。しかし、焼却施設を1市単独で設置することは多額の費用を要することから、費用対効果や事業の効率性を考えますと、3市共同による枠組みを維持していく必要があると考えます。

続きまして、中段の枠の中をご覧ください。

万一、3市共同による廃棄物処理の枠組みが崩れてしまいますと、東大和市は全ての廃棄物を市内で単独処理をしなければなりません。その影響としましては、（１）と（２）のとおりでございしますが、特に（２）としまして、①焼却施設、②不燃ごみ処理施設、③資源化施設を建設するということになると思います。

続きまして、下のところですね。【3】今、求められていることとございます。

現在行っている廃棄物処理事業を引き続き3市の枠組みで実施していくために、平成26年に策定した3市共同資源化事業基本構想に基づき、3市と組合は、衛生組合議会が議決した、（仮称）3市共同資源物処理施設の予算及び契約の実現に必要な役割を果たすことが求められていると考えます。

続きまして、3ページをご覧ください。

参考といたしまして、施設建設費及び維持管理費に関する各市の負担でございます。（仮称）3市共同資源物処理施設の建設費約26億円のうち、こちらは試算ではございますが、東大和市の負担は約4億2,500万円を想定しております。また、仮に東大和市が単独で可燃ごみを処理するとなった場合に必要となる経費につきましては、処理支援の依頼によっては1年間の可燃ごみの処理経費として約7億5,000万円、こちらが10年続くといったしま

すと約75億円以上となるということが想定されます。また、焼却施設の建設費用につきましては、約48億600万円が見込まれます。

なお、ここに示しました数字につきましては、今後変動する可能性がある試算額であるということをご承知おき願いたいと思います。

このように、（仮称）3市共同資源物処理施設の整備につきましては、その後に続く、ごみ焼却施設等の更新に大きな影響を与えるものとなり、3市の枠組みの中で大変重要な位置づけの施設でございます。そのため、計画どおり事業を進めていくことが自治体に求められる安定したごみ処理を行うために必要でございまして、東大和市民のみならず、3市市民にとって必要不可欠な事業であるというふうに考えております。

以上で、資料5－2に関しましては、説明を終わらせていただきます。

○（会長） 報告が終わりました。質疑があれば承ります。

○（委員） ご説明ありがとうございました。

今までの都市計画審議会では、3市共同施設に関しては、3回にわたって私もお話をさせていただきましたけれども、実際、この施設の整備は大変重要なことだと思いますので、必要性のあるところは存じている。しかしながら、さまざま、私も連絡協議会、もう41回目ですか、行われていまして、この街づくり条例に基づく懇談会にも一応参加をさせていただきました。私がさまざま今まで見てきた中で、やはりスタート時点での住民の理解を得るということでスタートしたにもかかわらず、その理解を得ないままずっと進んでいきながら、どんどん先行していつている状況がございました。

あと、私が一点懸念しているのは、焼却施設というのは喫緊の課題で、やはり焼却施設は第一優先だと思うんですけれども、この東大和の桜が丘に建設する廃プラ施設に関しては、現段階、民間委託で行っていて、とりあえず問題なく行っております。しかし、この街づくり条例の中では不安定なというお話もありましたけれども、現段階では特に問題なく行っているにも関わらず、建設費用が本当にマックスになりつつある高騰のときに、わざわざこの廃プラ施設が現段階で必要なのか。焼却施設がまず先決で、これに関しては、やはり26億近くをかけて現段階で建設していいものなのか、やはり一度立ちどまって再考するべきではないかと、私はこれは再三お話をしていますけれども、意見として述べさせていただきます。

- （委員） 一点だけ確認させていただきたいんですけども、2ページの【2】の廃棄物の共同処理を継続するためにの、この表の中の現在の状況ということで武蔵村山市が東大和市の資源物受け入れというふうに書いてあるんですけども、これは武蔵村山市の市の施設ではなくて、民間事業者であるので、ここにこう表記されているという、組織市の施設で受け入れるというような感じにちょっと感覚的にそういうふうに取り扱いがちなので、ちょっとこの表記という、この書き方ですか、少し見直していただきたいと思います。

実際に武蔵村山市の湖南衛生組合、廃棄物処理に関しては湖南衛生組合がありますので、そういったことを書いていただくか、もしくは、この受け入れていただいているのが民間ですので、場所は武蔵村山市ですけどもね。それはよくわかるのですが、ちょっとこの表記の仕方だと東大和市の資源物受け入れが武蔵村山市の施設で行われているような形に取りやすいと思うので、その表記だけは直していただければと思います。

- （会長） 松本環境部長。

- （松本環境部長） ただいまご意見をいただきました資料5-2の2ページ、2番の資料でございますが、今委員のほうからお話ございましたが、誤解を招くというところは真摯に受けとめたいと思います。

現実の問題といたしまして、武蔵村山市内の民間施設に委託をしているというのが今の現状でございますので、武蔵村山市さんから東大和市が何の協力をいただいているかという部分につきましては、東大和市内の廃棄物が武蔵村山市に入るといふことの協議をさせていただいて、了解をいただいているということで、入れている施設は民間ではございますが、やはり自治体が行政回収をした廃棄物を他の自治体に入れるというのは、相手方施設が民間施設であっても、やはりそちらの設置自治体の了解がいただければ搬入ができないというのが、この廃棄物処理の現状でございますので、一応現段階では東大和市として協力をいただいている部分ということでございます。

また、委員のほうから湖南衛生組合のお話もあったわけでございますが、ただ、湖南衛生組合につきましては、し尿処理という形になっております。なので、構成5市で組織しているし尿の処理施設ですので、今回の廃棄物処理とは分けさせていただいたというところでございます。

以上です。

○（委員） これは都市計画審議会によって最終的に結論が出るというか、感じるんですけれども、やはりこの都市計画審議会でも反対意見だとか拮抗した場合に、これに関してどのように進めていくのでしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） まず、都市計画の手続きのお話ですけれども、この後、都市計画の原案の作成というふうにつながっていきまして、案をつくった段階で都市計画審議会に諮問するというような形になります。諮問の段階で、都市計画審議会は審議会としまして、市長の諮問内容に対しての可否を判断していただくということで、手続きとしては採決の手続きとなっております。

○（委員） 近くに食品スーパーがあつて危険だとか、老人施設があるとか、いろんなそういう意見があるみたい、反対意見のね。どの程度の危険な施設なのか教えてほしいのと、あとは武蔵村山市さんでは危険ではないのか、その辺のところも教えていただきたいと思うんですけれども。

○（会長） 片山参事。

○（片山参事） 危険性の問題なんですけれども、一つに、受け入れるものが廃棄物の一つとしても、家庭から排出される容器包装、それからペットボトルでございますので、基本的に危険性はないというふうに考えてございます。なおかつ、そこから出るとされている揮発性の有機化合物については、万全の体制の施設設備を設けた施設でございますので、周辺環境には全く影響がないというふうに自負を持っております。

以上です。

○（委員） じゃ、近くに食品スーパーがあるとか、それは、その近くにそういう施設ができてても影響がないということですね。

○（片山参事） はい。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） すみません、一番最初の委員のほうから意見ということでお話がございました、現在、民間委託で処理ができているところだと、問題がないというところを、ご意見のところ一言すみません。

前年度までは、私ども東大和市の認識も、3市共同資源物処理施設ができるまでは、武蔵村山市内の民間事業者さんにお問い合わせができるものということで、事務を進めておりました。今年度に入りまして、当市もそうですし、先方の武蔵村山市さんも人事異動等があったということで、4月に改めてお話をさせていただきました。

そのところを、現段階における武蔵村山市さんの考えというところでは、今、東大和市が委託をしている容器包装プラスチック等の武蔵村山市内への搬入、そちらについては基本的には平成31年3月までという認識だということで、改めてここで初めて私ども東大和市も言われたというところがございます。ですから、3月に開催しました懇談会の際の将来的なこの約束はもらえないんだということしか、前年度まではそれしか言えなかったところがございますが、ここへきまして改めて期限が具体的なものとして出たところがございますので、先ほどのご意見ということでございましたが、私どもも情報ということで、すみません、提供させていただきます。

以上です。

○（委員） 今、31年3月までというお話でしたけれども、理由はわかりませんね。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） 理由といたしましては、先ほどの資料5-2の説明にもございましたように、廃棄物は自区内処理が原則だということで、基本的には東大和市内で出たものについては東大和市内で処理をしてほしいというのが武蔵村山市さんの趣旨となっております。

以上です。

○（委員） あと1点確認なんですけれども、資料5-1の街づくり条例に基づく懇談会の4ページの5番の回答の中で、武蔵村山市内の民間事業者に容器包装プラスチックを委託していますということなんですけれども、これは毎年契約はできていますということなんですけれども、契約期間というのは1年間の契約期間なんですか。その契約期間を伺うのとあわせて、その先のところで、他のリサイクル品目を別の自治体に入れさせてほしいとお願いをしたところお断りされているということなんですけれども、こういった自治体で何社ぐらいに依頼をしているのかというのを、ちょっと確認だけさせていただきますだけないですか。

○（会長） 松本環境部長。

○（松本環境部長） ただいまご質問がございました 1 点目の契約期間のほうでございますが、契約期間といたしましては、処理期間が 1 年間ということで契約を結んでおります。ただ、予算といたしましては、2 カ年の債務負担となっております。理由としては、前の年に指定法人ルートで処理する関係で、指定保管場所を提出しなければならないために、1 年前に場所の決定をしなければいけないということでもあります。

あと、2 点目の他に断られたことがある自治体ということなんですが、正直、1 市明確に断られたところがあるわけですが、なかなか、言いたいところではございますが、いろいろと今後の自治体間の関係もございまして、そこは差し控えたいと思うんですが、ただ現実問題として、近隣市 1 市から明確に断られたというのがございますので、その後については慎重な対応をしなければいけないということの思いから、他団体との調整は行っていないということでございます。

○（委員） 先ほど委員のほうから安全性に関するご質疑がなされて、片山参事のほうから、容器包装プラスチックあるいはペットボトルということで、人の口に入るものが入っていたものを処理するということで、安全性に対しては問題ないというご答弁があり、また、資料の中でも健康被害に対する対策は万全なものをしていくというようなご説明があったと思います。今現時点で民間委託をしている業者さんにおいて、例えば問題になっているような V O C 対策、これは今どのような状況になっているのでしょうか。

○（松本環境部長） 現在、東大和市においては、平成 21 年度から現在に至るまで民間委託をしております。その間、民間処理施設で V O C 対策というのは講じておりません。また、V O C にかかわる民間施設の周辺の方からの苦情や健康被害が生じているかという点につきましては、問題は起きていないのが現状でございます。

○（会長） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、日程第 8 「平成 28 年度東大和市都市計画審議会の審議事項等について」、ご報告いたします。

神山都市計画課長。

- （神山都市計画課長） それでは、事前にお配りしております、資料6をご覧くださいと思います。

日程第8「平成28年度東大和市都市計画審議会の審議事項等について」、ご報告いたします。

資料の見出しの1番、委員構成でございます。平成29年3月31日現在の委員構成でございますが、委員数につきましては12人、内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

見出しの2といたしまして、都市計画審議会の開催状況でございます。ご覧のとおり、平成28年度は審議会を4回ほど開催いたしております。

諮問案件につきましては、「立川都市計画上北台駅周辺地区地区計画の変更（東大和市決定）」及び「立川都市計画生産緑地地区の変更（東大和市決定）」の2件でございましたが、いずれも原案どおり承認の上、審議会終了後、答申書を提出しております。

また、報告案件といたしましては、「芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画（原案）」や「東京街道団地地区の都市計画の変更等」、それから「（仮称）3市共同資源物処理施設」などについて、説明をしております。

雑駁ですけれども、説明は以上です。よろしく申し上げます。

- （会長） 報告が終わりました。質疑があれば承ります。

- （委員） 直接この件には関係ないんですけれども、農地の生産緑地についてなんですけれども、報道等でも示されていると、なっていると思うんですけれども、前年度ですか、その生産緑地の下限の規定が緩和されるというんですかね。それで、それに伴いまして閣議決定されたり、ここで6月ごろには国会で決定というか、されるということなんですけれども、それに伴いまして、各自治体のほうにその下限の規定というのが多分設けられると思うんですけれども、それについて東大和市のほうは、どういう見方をしていますでしょうか。

- （会長） 神山都市計画課長。

- （神山都市計画課長） 生産緑地法の改正がございまして、現状で500平米以上の

面積要件がございますが、それが300平米以上で、市町村が条例で定める規模に引き下げが可能ということになっております。それで、今の情報ですけれども、4月28日に改正法が成立したということで、5月12日、先週の金曜日に公布されたということで、施行が6月15日ということだそうです。

先ほど申し上げましたように、条例に定める必要がありまして、その前に、面積要件の引き下げということにつきましては、生産緑地の保全・創出という点からしますと、重要なことかなというふうに思っております。今の考え方、都市計画課の考え方としては、この法律に沿った形で適宜条例改正等していく予定でございますけれども、何分、ここで法律が通ったばかりでして、具体的にいつやるかということも、今これから農政の部署とも相談しながらちょっとやっていかなければいけない部分もございますので、具体的にいつやるというのは、ここでは申し上げにくいんですけれども、なるべく早い時期に条例を提案して、やっていきたいなというふうには思っております。

○（委員）　それで、できればなるべく早く条例をあげていただきたい。というのは、このところ、何年も前からなんですけれども、やはり農地が年々減少傾向にあります。

その中で、例えば、一団の農地でいわゆる道連れ解除というんですか、数名の方が参加して、その生産緑地の500平米以上を保って申請しているところでも、一人二人抜けると、どうしても小さい面積の方は道連れ解除となってしまうと、生産緑地として残れないということが言えるんですよね。それもいわゆる、その相続の関係があって、そのいつになるのかというのが非常に微妙なところなんですけれども、ですから、多少でも農地を残すということで、また、いわゆる税金面でも、農地として生産緑地で残ることは農家の方にとっても非常に有効でありますから、なるべく、できれば年内に条例のほうをつくっていただきたいと思います。でないと、来年になると、また1年先になってしまうので、丸1年以上あいてしまうので、できれば早くその条例のほうをお願いしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○（会長）　直井部長。

○（直井都市建設部長）　今の件につきましては、できるだけ早く条例化する方向で検討させていただきたいと思っております。

今の委員の関係は、都市緑地法改正ということで、直接この都市計画審議

会のほうにかかわる問題としては、新たに田園住居地域というものができましたので、その取り扱いをどうしていくのか、あるいは、新たに用途地域ができました関係で、地区計画に用途地域の項ずれが生じておりますので、地区計画におきます用途の制限につきましても、項ずれを対応させていただかなければいけないんです。これについては、今後検討させていただきまして、また都市計画審議会のほうにいろいろご相談しながら、進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○（会長） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年度第1回東大和市都市計画審議会を閉会といたします。お疲れさまでした。